

令和8年8月25日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 8件
(うち電気ストーブ1件、扇風機(充電式)1件、
パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)1件、
扇風機(充電式、携帯型)1件、タブレット端末1件、
バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)1件、
電動アシスト自転車1件、ラジオコントロール玩具1件)
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。
5. 留意事項
これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。
本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課(製品事故情報担当)

担 当：松本、上田(俊)、別所、箭竹、上田(謙)

電 話：03(3507)9204(直通)

URL：<https://www.caa.go.jp/>

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)
該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故
該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202600557	令和8年7月7日	令和8年8月20日	電気ストーブ	火災	事務所で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	令和8年8月14日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年8月17日
A202600558	令和8年8月6日	令和8年8月20日	扇風機(充電式)	火災	当該製品を充電中、当該製品と充電用ケーブルとの接続部を溶融する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	福岡県	
A202600559	令和8年8月14日	令和8年8月20日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	
A202600560	令和8年5月26日	令和8年8月20日	扇風機(充電式、携帯型)	火災 軽傷1名	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、1名が軽傷を負った。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	令和8年7月9日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年5月29日
A202600561	令和8年6月24日	令和8年8月20日	タブレット端末	火災	店舗で当該製品に他社製のACアダプター及びUSBケーブルを接続して充電中、当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年8月17日
A202600562	令和8年7月26日	令和8年8月21日	バッテリー(リチウムイオン、電動工具用)	火災	当該製品から発火する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A202600563	令和8年6月23日	令和8年8月21日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、転倒し、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	栃木県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年8月18日
A202600564	令和8年7月24日	令和8年8月21日	ラジオコントロール玩具	火災	当該製品を充電中、異臭がしたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和8年8月19日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし